

平成23年10月から子ども手当が変わります。申請をお忘れなく!

これまでと変わったこと

■支給月額

- ▷ 0歳～3歳未満(一律)……………15,000円
- ▷ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子)…10,000円
- ▷ 3歳～小学校修了前(第3子)……………15,000円
- ▷ 中学校修了前(一律)……………10,000円

■支給対象になる子ども

中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの子どもで、日本国内に住所を有する子ども(留学を除く)

■支給要件

次のいずれかに該当する方

- ① 子どもを養育する父母等のうち、生計を維持する程度の高い方(こうじょう)(恒常に所得が高く、子どもを税法上、健康保険上扶養している方)
- ② 未成年後見人、父母指定者(父母共に海外移住している場合で、父母の指定したもの)
- ③ 父母が離婚協議(客観的に証明できる場合)を理由として別居となった場合、子どもと同居する父または母

■保育料などの徴収

保育料や、受給者の申し出があった場合の学校給食費などを、子ども手当から徴収することが可能になります。

10月以降の受給には申請が必要です

■申請手続きが必要な方

中学校卒業前の子どもを養育する、全ての方について申請が必要です。

※公務員の方は、職場へ申請を行ってください。

※南部町で9月末現在子ども手当を受給している方へ、10月13日付で認定請求書を郵送しています。必要事項を記入の上、申請をお願いします。

■申請期限

平成23年12月28日まで

平成24年2月の支払を受けるには、期限までに申請してください。平成23年9月末時点で受給資格のある方は、平成24年3月30日までに申請された方に限り、平成23年10月分から手当を遡って受給できます。

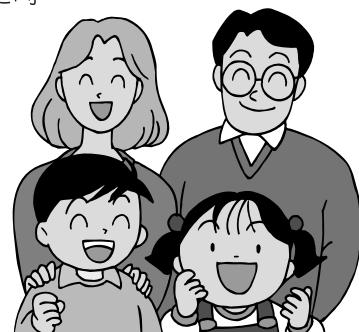
■申請手続きに必要なもの

- 認定請求書(現在、子ども手当を受給している方には申請案内と共に郵送)
- 印鑑
- 請求者の健康保険証のコピー(厚生年金または共済年金に加入している方)
- 請求者名義の普通預金口座のわかるもの(南部町に口座登録をしておられない方)
- 子どもの属する世帯全員の省略のない住民票(請求者と子どもの住所が異なる場合のみ)
- 申立書(請求者と子どもの住所が異なる場合のみ)

■速やかな申請が必要な方

子ども手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。次の場合は、手当を遡って受給することはできません。次のいずれかに該当した日から15日以内に速やかに申請をお願いします。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

- ① 10月以降に他の市町村へ転居した方
- ② 10月1日以降にお子さんが生まれた方
- ③ 10月1日以降に公務員になった時、公務員でなくなった時



【申請窓口・お問い合わせ先】

南部町役場(法勝寺庁舎・天萬庁舎) 町民生活課

☎ 66-3116